

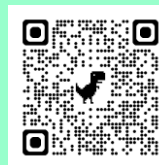


あ ん ど う と し ひ ろ  
**安藤利博**

**議会報告**

第21号  
令和8年6月

発行人 安藤利博  
〒709-0721 赤磐市桜が丘東 4-4-695  
TEL・FAX 086-995-3714  
携帯番号 090-7137-6605  
E-mail qqjiteki5963@gmail.com (ホームページ) (LINE)



**桜が丘中央の再開発を求める請願を採択**

桜が丘東連合町内会の会長名で桜が丘中央の再開発を求める請願が出されました。  
桜が丘中央の再開発は、平成20年から赤磐市自治連合会が毎年赤磐市に対して求め続けている行政要望です。

私はこの桜が丘中央再開発は赤磐市最大の課題だと位置づけて、議員になってからの5年間で7回も一般質問をしています。

赤磐市は平成29年と令和2年にショッピングセンターの隣接地約6,670㎡を大和ハウスとの交換で取得しましたが、その目的は交番を建てるためでも、たまに使う交流センターの臨時駐車場とするためでもなかったはずで。

請願事項の一つは、その取得目的であった地域のランドマークになるような土地利用を考えるために、所有者である大和ハウスに対して同社の意向を尊重しつつ、この地域を開発するための協力を求めるという内容で、地元町内会としては当然の要望です。

二つ目は、市民の中には文化施設や福祉施設、或いは市民が憩える広い公園に、と様々な意見がありますが、何かを作れと求めるのではなく、赤磐市として最適な再開発案を作るために、まず広く市民の意見を聞いてほしいということです。その進め方についても、市長を縛るような内容ではなく、市長判断に任されています。

私は請願の紹介議員になりかかったところですが、議会の申し合わせにより所管の委員長は紹介議員になることを差し控えるとされていますので控えました。その代わり、しっかり賛成討論をしました。

採択の結果は、16人の賛成で請願は採択されました（反対は1人のみ）。  
この請願が市長の後押しになるように願っています。

**百条委員会中間報告**

新拠点整備計画調査特別委員会（百条委員会）のこれまでの調査経過をまとめた中間報告が出されました。

令和7年9月に設置されて以降、委員会開催準備のための協議会を12回、委員会を10回開催しました。

令和8年2月17日に前田正之氏（前副市長）、4月17日に職員4人の参考人招致を行い、計画の進め方、友實前市長の事業への関わり方、特定業者との関係等について質問を行いました（他に1人から文書回答を求めました）。

次回は、7月9日に実盛祥五元議長、佐藤武前議長を証人喚問する予定です。

今般第4次定員管理計画が提示されましたが、ここでは令和3年から僅か4人減の490人とされています。

総務省の自治体戦略2040構想研究会の報告で、「2040年は高齢者数がピークを迎えることもさりながら、生産年齢人口の減少から公共部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う事態となる。従来半分の職員でも自治体としての本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。そのため現時点から業務の在り方を変革していかなければならない」と指摘されています(下表参照)。

定員削減が必要な根拠の一つが、「数年前には想像もできなかったデジタル技術を駆使して、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体への転換が必要である」とされています。

財政面からでも、義務的経費や消費支出の削減余地は少なく、削減可能性があるのは予算の20.5%、49.5億円を要している人件費です。

また多くの公共建築物が建設後40~50年を経過しており、今後多額の維持・修繕費の発生が予想され、土木インフラの整備も先延ばしにはできません。そのため赤磐市では「公共施設等総合管理計画」を作って、50年後に公共建設物を半減するとしています。

公共施設の主要なものは庁舎、公民館、学校です。赤磐市の人口の4割強が住む桜が丘は支所ではなく職員数8人の出張所です。しかも公民館と同じ機能を持つ桜が丘いきいき交流センターの機能も出張所職員が兼務しています。これに対して桜が丘を除く熊山、赤坂、吉井支所、出張所、公民館には79人も職員がいます。各支所、出張所には本庁舎から30~40分で行けます。どう見てもバランスを欠いています(次ページ表参照)。

何も今のままで単に人員を削減せよと言っているのではなく、DX導入、生成AIの活用によって業務改善、省力化が図れるし、図る必要があります。

**新たな自治体行政の基本的考え方①** 第二次報告

**労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足**

**人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要**

**スマート自治体への転換**

**<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>**

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

**<自治体行政の標準化・共通化>**

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる仕組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。

⇒自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法策**が必要となるのではないかと。

**<現状>**

A市 B町

職員による事務処理

情報システム等

カスタマイズ=個別投資

**<スマート自治体>**

A市 B町

AI・ロボティクスによる自動処理など

情報システム等の共通基盤(標準化)

重複投資をやめる

労働力制約の下でも

**<我が国の出生数の推移>**

出生数 (推計)

出生率 (推計)

団塊ジュニア世代 200~210万人

2017年 95万人

**公共私による暮らしの維持**

**<プラットフォーム・ビルダーへの転換>**

- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれの暮らしを支える機能が低下。
- ⇒自治体は、新しい**公共私相互間の協力関係**を構築する「**プラットフォーム・ビルダー**」へ転換する必要。
- 公共・私が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

**<新しい公共私協力関係の構築>**

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する**組織的な仲介機能**が求められる。

**<暮らしを支える担い手の確保>**

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求め人が、**人々の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み**が必要。**地域を基盤とした新たな法人**が必要。
- 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。

新たな「私」(シェアリングエコノミー等)

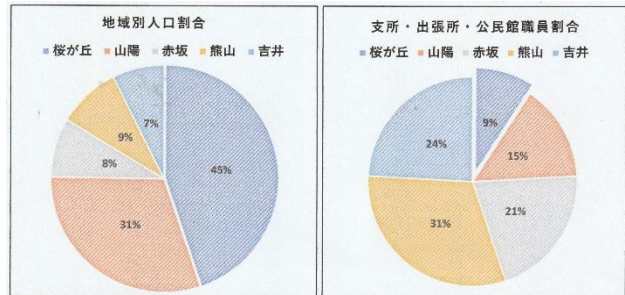
新たな「公」(プラットフォーム・ビルダー)

プラットフォーム・ビルダーとして必要な支援/環境整備

## 支所・出張所・公民館の職員数

	人口	%	職員数	%
桜が丘	18,699	44.2	8	9.2
山陽	12,936	30.6	13	14.9
赤坂	3,588	8.5	18	20.7
熊山	3,834	9.1	27	31.0
吉井	3,226	7.6	21	24.1
合計	42,283	100.0	87	100.0

(人口は R8.6.1 現在 山陽の職員数は公民館のみ)



## 避難行動要支援者名簿について

東日本大震災の教訓を今後に生かすために、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されて、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられ、更に要支援者の「個別避難計画」の作成が努力義務とされています。

これを受けて、赤磐市でも「避難行動要支援者登録制度等実施要項」が定められて、避難行動要支援者名簿の登録制度が開始されています。

登録対象者は要介護認定 3 以上の人や障害者、75 歳以上の高齢者のみ世帯の方などです。そのうち本人の同意が得られた人は避難支援等関係者に名簿情報を提供するとされています。

対象者等を聞いたら、名簿への登録対象者は 6,149 人、そのうち本人の同意が得られて避難支援等関係者に名簿情報が提供されている人は 3,141 人とのことです。更に個別避難計画の作成済件数は 162 件です。作成率は 2.6%にしかありません。

実は、この同意の確認方法が実にあいまいで、私が以前「緊急告知ラジオ」の案内をして訪問した時に、その殆どの方が自分が要支援者名簿に登録されていることを知らず、名簿情報の提供に同意した覚えもないということでした。

確認方法は、75 歳になった人に書面で確認しているということですが、その時は元気で必要ないと回答した人でも、その後 80 歳、90 歳になって支援が必要だと思われる人もいるはずで、国土強靱化地域計画を作成するときにパブリックコメントの指摘を受けて、「名簿の再点検を行う」と修正されています。再度案内をして現状と変わりはないかを確認するとの答弁でしたが、いつどのように行うのかは聞けませんでした。

県内の個別避難計画の作成状況は、令和 7 年 4 月時点で浅口市 100%、真庭市 62.4%、倉敷市 44.9%です。この時点で赤磐市は 1.9%で、15 市の中で下から 3 番目の低さでした。現在は 2.6%と僅かに上がっているようですが、それでもないに等しい数字です。

避難支援等関係者は、地区町内会長、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会などがあります。区長会などで名簿は渡されているようですが、特に何をせよとの指示は無いようです。

国土強靱化地域計画アクションプランでは、この個別避難計画の作成目標を 2,000 件としています。要支援者 6,149 人の 32.5%に相当する件数です。現在の 162 件からどのようにして 2,000 件にするのでしょうか。今のままではとてもできるとは思えません。典型的な机上の空論としか思えません。

答弁では、くらし安全課で進め、総務部長が陣頭指揮をとるとのことでした。指揮ぶりに注目したいと思います。

## ハラスメント防止条例制定について

赤磐市にはハラスメント防止に係る規定は「コンプライアンス条例」「赤磐市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」「赤磐市議会議員ハラスメント防止要綱」が制定されています。これに加えて 10 月からカスタマーハラスメント、カスハラ対策が義務化されます。しかし、議員から職員へのハラスメントや市長、幹部職員から職員へのハラスメントの規定はありません。

私はハラスメントが原因で休職した職員がいたことを聞いているので、精神的理由による休職者、退職者数を質問したらプライバシー保護の観点から非公表という回答でした。学校でのいじめ件数は公表されているのに納得いきませんでした。

百条委員会でもパワハラの有無も調査事項にしていますが、他市でも市長や、幹部職員からのパワハラも報道されています。そこで、バラバラの要綱だけではなく、これらを包摂した「ハラスメント防止条例」を作るべきではないかと提案しましたが、歯切れの悪い答弁しかありませんでした。

## 佐々木議員に対する政治倫理審査会

佐々木議員の議会での発言等に対して、赤磐市議会議員政治倫理条例に違反している疑いがあるとして 2 件の審査請求があり、政治倫理審査会が 2 件設置されました。

政治倫理審査会①では 9 回の審査の後、請願提出者等の関係者を貶める虚偽の発言、請願提出者に対する名誉棄損や請願権の萎縮と侵害、議員に対する嫌がらせやハラスメント行為、事実と異なる発言があったと認め、議長に対して次の措置を求める審査報告書が提出されました。

- ① 岡山スイカの会に対する議場での発言の撤回と陳謝の勧告
- ② 請願第 6、9 号（ジェノサイド条約批准）の提出者に対する議場での発言の撤回と陳謝の勧告
- ③ 請願第 8 号（小人数学級の拡充等）の提出者に議場での発言の訂正と陳謝の勧告
- ④ 杉野議員に対するハラスメント的発言に対する議場での陳謝の勧告
- ⑤ 原田議員に対する議場での発言の訂正と陳謝の勧告
- ⑥ 安藤議員に対する議場での発言の訂正と陳謝の勧告

政治倫理審査会②では 8 回の審査の後、議員と執行部との懇親会からの帰りのバスの中での佐々木議員の同僚議員に対する言動は、赤磐市議会議員政治倫理条例第 2 条第 1 項、及び第 4 条第 1 号に違反していると結論し、議長に対して次の措置を求める審査報告書が提出されました。

- ① 保田議員に対しては、30 年近く議員をしていてこれほど侮辱されたことはないと言われており、陳謝すべき
- ② 松田議員に対しては、この様な行為を繰り返さないため、議長からの注意はされるべき
- ③ 本件舞台は議場ではなくバスの中での議員間の事案であり、議会全員協議会での陳謝の勧告、注意が相当である

請願者等からは議員辞職を求める声もあったが、議員の身分に関することなので、穏便に解決できるようにとの配慮から、両政倫審での結論は陳謝の勧告にとどめていました。

## 佐々木議員に対する議員辞職勧告決議

上記議員政治倫理審査会の報告に基づいて、議長から佐々木議員に対して議会全員協議会、本会議において陳謝の勧告がされたが、佐々木議員はいずれも拒否しました。

この反省の意を全く示さない佐々木議員に対して、政倫審委員長であった私が提案者、他の正副委員長が賛成者として佐々木議員に対して議員辞職勧告決議を決議しました。

採決の結果、11 人の賛成多数で決議は可決されました（反対は 5 人のみ）。

政倫審の結果をないがしろにし、これほど多くの議員から指摘されても、全く聞く耳を持たない態度は、広く市民の意見を取り入れて活動すべき議員としての資格がないのではないのでしょうか。